

入札説明書

沖縄県立博物館・美術館長が発注する沖縄県立博物館・美術館排煙口取替工事に係る一般競争入札(以下「入札」という。)については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1. 公告日

令和6年9月17日

2. 入札に付する事項

- (1) 件名：沖縄県立博物館・美術館排煙口取替工事
- (2) 業務内容：沖縄県立博物館・美術館の施設内に設置された排煙口7箇所の取替更新を行う。詳細については仕様書による。
- (3) 実施場所：沖縄県立博物館・美術館 那覇市おもろまち3丁目1番1号
- (4) 業務期間：契約締結の日から令和7年3月21日まで

3. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日：令和6年10月8日(火)午後2時開始
- (2) 開札場所：沖縄県立博物館・美術館 1階 特別会議室

4. 本件に関する質問・回答

- (1) 質疑については、質問書をメールにより提出すること。
宛先：xx082120@pref.okinawa.lg.jp
- (2) メールの件名を「沖縄県立博物館・美術館排煙口取替工事の入札に関する質問」とすること。
- (3) 質問に対する回答はメールで行うほか令和6年9月25日までの間、県HPで公表する。ただし質問が無い場合は公表しない。
- (4) (1)で示す以外の方法でなされた質問は受け付けない。
- (5) 提出期間：公告の日から令和6年9月19日(木)まで。(土曜、日曜、祝祭日を除く)

5. 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期限日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 次の各号に該当しないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団体等反社会勢力」という。)
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

- ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (6) 令和5年・6年度沖縄県入札参加資格者名簿（建設工事（消防施設工事業））に登録されている業者であること。
 - (7) 次の技術資格者を配置できること。
 - ・消防設備士甲種4類の有資格者
 - (8) 県税に未納がないこと。
 - (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）等に参加する義務がある者については、これらに参加し、保険料等の滞納がないこと。
 - (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
 - (11) 労働関係法令を遵守していること。
 - (12) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

6. 入札参加申請書等の提出及び参加資格の審査等

本件に係る入札参加希望者は、下記に係る資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。なお、不備等がある場合は受付期間内に補正しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 申請書等提出確認表
- イ 一般競争入札参加資格確認申請書（以下、申請書という。）
- ウ 一般競争入札参加資格の履行実績
- エ 履行実績を確認できる契約書等の写し（2件以上）
 - ※コリンズ・テクリスによる実績データの提出でも可
- オ 誓約書
- カ 令和5年・6年度沖縄県入札参加資格者名簿（建設工事（消防施設工事業））に登録されていることが確認できる書類
- キ 県税に関し未納がないことを証する書類
 - ・都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書の原本（発効後3か月以内）
- ク 労働保険加入し、未納がないことを証する書類（加入義務がない場合を除く）
 - ・労働保険証明願の原本等
- ケ 健康保険・厚生年金保険に参加し、未納がないことを証する書類（加入義務がない場合を除く）
 - ・社会保険料納入証明書の原本
- コ 社会保険に参加義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）
- サ 入札保証金納付書発行依頼書
- シ 消防設備士甲種4類の有資格を証する書類
- ス 返信用封筒（入札参加資格確認結果通知用）
 - ・長形3号の封筒に84円切手を貼り付け、申請者の住所、名宛人等を記載したもの。

(2) 提出方法等

- ア 提出方法 持参又は書留郵便
- イ 提出期間 公告日から令和6年9月25日(水)午後4時まで
- ウ 提出場所 〒900-0006 那覇市おもろまち3丁目1番1号
沖縄県立博物館・美術館 1階 総務班
TEL：098-851-5400 FAX：098-863-4315

※書留郵便による提出の場合、令和6年9月25日(水)午後4時必着とする。

(3) 入札参加可否の通知

入札可否については、令和6年9月26日(木)までにFAXで通知する。原本は返信用封筒を用いて郵送する。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本業務にかかる入札に限り適用する。

(6) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所また所在地

ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

カ 電話番号

(7) 資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が5

の入札参加資格要件を満たせないことになった場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者に資格の取り消しの旨を通知する。

(8) その他

ア 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には申込者に無断で使用しない。

イ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

ウ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない

エ その他の詳細について、公告及び仕様書等による。

7. 現場説明会

実施しない。

8. 最低制限価格

設定しない。

9. 入札保証金の納付方法及び免除申請方法

本件に係る入札に参加する者は沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約額（消費税込み）の100分の5以上の金額を入札前までに納付すること。

(1) 納入通知書による納付

① 入札保証金納入通知書発行依頼書に必要事項を記入し、令和6年9月27日(金)午後2時までに沖縄県立博物館・美術館総務班へ提出すること。(FAX可。ただし、後日、速やか

に原本を提出すること。) F A X : 098-863-4315

- ② 納入通知書を沖縄県立博物館・美術館総務班で受け取り、記載されている金融機関で入札保証金を納めること。ただし、来館前に連絡をすること。
- ③ 令和6年10月1日(火)午後4時までに沖縄県立博物館・美術館総務班へ領収書の写しを提出すること (F A X 可)。

(2) 免除申請

次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、下記の内容を証明する書類を沖縄県立博物館・美術館総務班に提出すること。

- ① 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことを証する書類を提出したとき。
- ② 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金に充当したうえで、業務履行後に還付する。

10. 入札の方法

以下に示すものの他は、当該入札公告に示すとおり。

(1) 入札書の作成方法

- ア 入札書は沖縄県財務規則様式第 56 号(その1)を使用し、記入例に倣って必要事項を漏れなく記入し、代表者印を押印すること。
- イ 入札書には、本件に要する一切の諸経費を見積金額として記載すること。
- ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(以下「入札金額」)を、算用数字をもって入札書に記載すること。

(2) 封筒の作成方法

入札書は、次の方法により、二重封筒とすること。別添「郵便入札の留意事項」も参照すること。

- ア 内封筒には、開札日時、件名、入札者の商号又は名称及び代表者氏名を記載のうえ入札書のみを封入し、封筒の貼り合わせ部分に入札書に押印した代表者印で封印すること。
- イ 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れ、「入札書在中」及び「親展」と朱書すること。外封筒の裏面には、入札者の郵便番号、住所、企業名、担当者名を忘れずに記入すること。

(3) 提出期限及び提出先

特定記録郵便等の方法で提出すること。入札書の持参は受け付けません。

- ア 提出期限 : 令和6年10月4日(金)午後4時必着
- イ 提出先 : 〒900-0006 那覇市おもろまち3丁目1番1号
沖縄県立博物館・美術館 1階 総務班あて

11. 入札執行の関する事項

(1) 入札の心得

- ア 入札者は、契約の内容及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。
- イ 入札者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回することはできない。

(2) 開札方法

- ア 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- イ 開札の結果、落札者がいない場合は、初回入札執行後、速やかに再度入札の入札書提出期限等を FAX で入札参加者に通知するので、提出期限までに 10 の方法により再度、入札書を郵送すること。
- ウ 再度入札は、2 回（初回と合わせて計 3 回）までとする。

(3) 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは、とりやめることができる。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効の入札をしたものは再度の入札に加わることができないものとする。

- ア 入札参加資格のない者がした入札
- イ 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- ウ 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- エ 2 人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- オ 入札書の表記金額を訂正した入札
- カ 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- キ 入札条件に違反した入札
- ク 連合その他不正の行為があった入札
- ケ 入札保証金が所定の金額に達しない入札
- コ 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
- サ 郵便入札用封筒に記載された入札件名または商号等と、同封された入札書の入札件名又は商号等が異なる入札
- シ 入札書を封入した封筒について、封がされていない、または封印の印影が入札書の印影と異なる封筒による入札

12. 落札者の決定方法

- (1) 落札決定にあたっては、有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札額とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約できるものとする。

13. その他留意事項

- (1) 契約までに要する費用は、申込者の負担とする。
- (2) 入札者の記名、押印、入札金額、日付等の誤りがないように確認すること。
- (3) 入札者は、公告、本入札説明書、仕様書及び契約書（案）を熟読し、内容を理解、遵守すること。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（周知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 入札参加資格通知書を受理した後、入札書を提出する前に入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (6) 天災、その他やむを得ない理由により、開札ができない場合は、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (7) 落札決定後、契約締結等に関する県との調整、校正等の希望がある場合は誠実に対応すること。

14. 添付資料

- (1) 契約書（案）
- (2) 仕様書
- (3) 申請書等提出確認票
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (5) 一般競争入札参加資格の履行実績
- (6) 誓約書
- (7) 質問書
- (8) 入札参加資格審査申請事項変更届出書
- (9) 入札保証金納入通知書発行依頼書
- (10) 入札保証金（保管有価証券）還付請求書
- (11) 債務者登録票
- (12) 入札書
- (13) 入札辞退届
- (14) 社会保険等に参加義務がないことについての申出書
- (15) 入札書提出用封筒の作成例
- (16) 平面図
- (17) 排煙設備位置図

※添付資料(3)～(13)については、「提出様式（一式）エクセル」資料により確認

15. 問い合わせ先

沖縄県立博物館・美術館 総務班 比嘉
〒900-0006沖縄県那覇市おもろまち3-1-1
TEL:098-851-5400
Mail : xx082120@pref.okinawa.lg.jp